

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3章 所掌事務 (府中地区事務部)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 府中地区事務部附属センター事務室においては、農学部附属<u>動物医療センター</u>、農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター、農学部附属感染症未来疫学研究センター及び農学部附属野生動物管理教育研究センターに係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 事務全般に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</p> <p>(2) 動物の診療事務に関すること。</p> <p>(3) 診療料金の収納及び現金の出納保管に関すること。</p> <p>(4) 生産物の管理及び販売に関すること。</p> <p>(5) 諸報告に関すること。</p> <p>(6) その他事務に関すること。</p>	<p>本則</p> <p>第3章 所掌事務 (府中地区事務部)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 府中地区事務部附属センター事務室においては、農学部附属<u>動物病院機構 (小金井動物救急医療センターを含む。)</u>、農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター、農学部附属感染症未来疫学研究センター及び農学部附属野生動物管理教育研究センターに係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 事務全般に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</p> <p>(2) 動物の診療事務に関すること。</p> <p>(3) 診療料金の収納及び現金の出納保管に関すること。</p> <p>(4) 生産物の管理及び販売に関すること。</p> <p>(5) 諸報告に関すること。</p> <p>(6) その他事務に関すること。</p>	<p>新病院設置に伴う改正</p>

附 則 (令和4年8月1日規程第38号)
この規程は、令和4年8月1日から施行する。